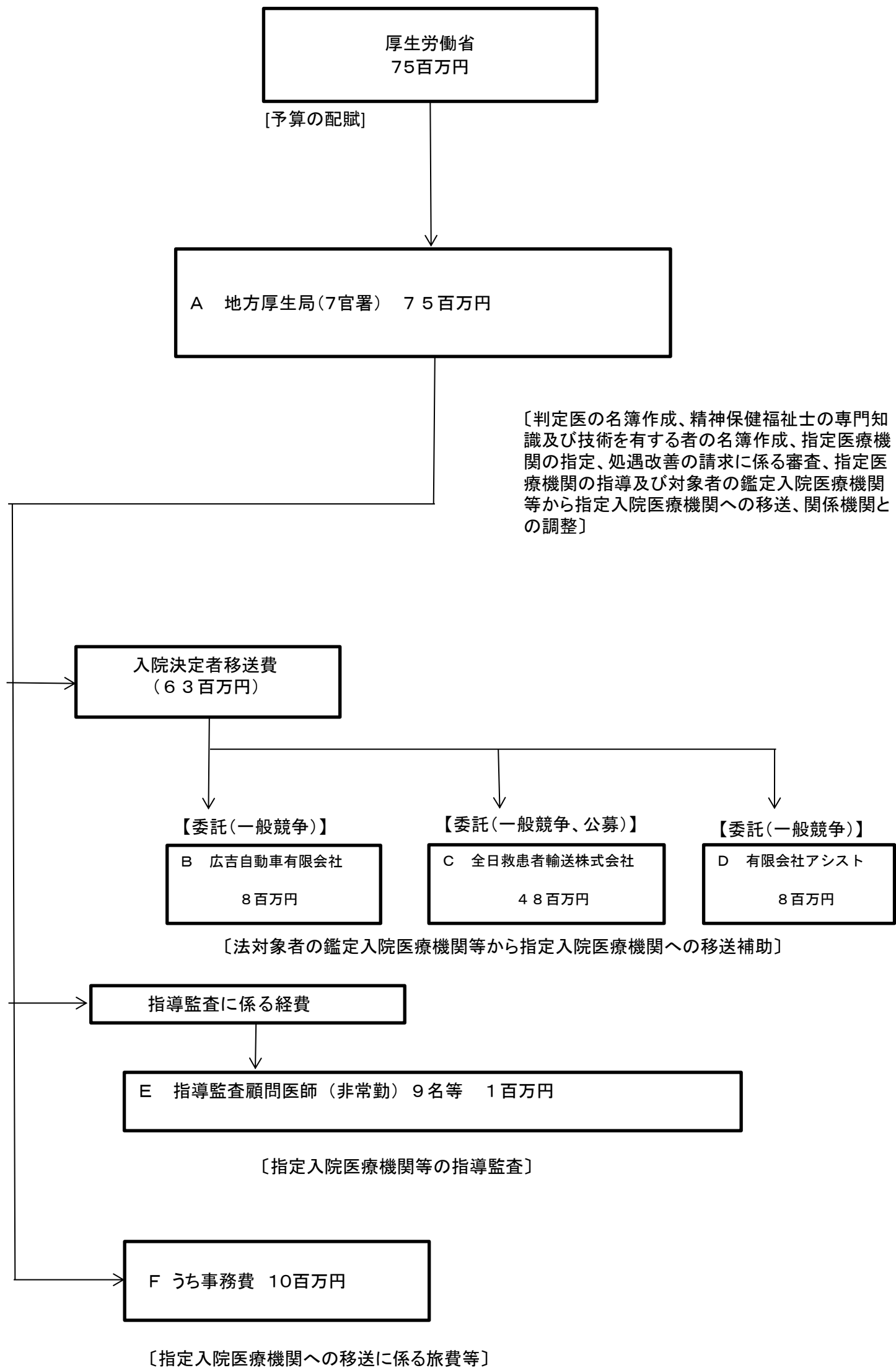


事業番号										776	
平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		医療観察等実施費			担当部局庁		大臣官房地方課 （社会・援護局障害保健福祉部）			作成責任者	
事業開始・ 終了(予定) 年度		平成17年度			担当課室		地方厚生局管理室 （精神・障害保健課医療観察法医療 体制整備推進室）			伊東明彦（地方課） （清水昌毅）	
会計区分		一般会計			政策・施策名		Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活 の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療 及び観察等に関する法律施行令(第15条)等			関係する計画、 通知等		—				
事業の目的 （目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内）		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づく裁判所の入院又は通院決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること。									
事業概要 （5行程度以内。 別添可）		各厚生局において、判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る審査、指定医療機関の指導及び法対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等に関することを実施。									
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他									
予算額・ 執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	138	107	103	105	104			
			補正予算			▲ 0					
			繰越し等								
			計	138	107	103	105	104			
		執行額		82	91	75					
		執行率（％）		59.4	85.0	72.8					
成果目標及び成 果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （年度）	
		平成24年度中に医療観察法に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者の移送件数			成果実績	人	245	286	262	264	
					達成度	％	100	100	100		
活動指標及び活 動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		医療観察等実施費のうち「心神喪失者等医療観察法入院決定者移送費」については、平成24年度中に医療観察法に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者の決定件数			活動実績 （当初見込み）	人	245 （ 252 ）	286 （ 240 ）	262 （ 252 ）	— （ 264 ）	
単位当たり コスト		242,160(円／入院決定1件あたり)			算出根拠	「心神喪失者等医療観察法入院決定者移送費」の平成24年度支出額を、平成24年度中に医療観察法に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者の決定件数(実績)で除算し、1件当たりの支出額を算出。					
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	非常勤職員手当		1	1	長距離の移送が減少したことにより、1件あたりの移送経費が減少したこと等による						
	職員旅費		4	4							
	監査旅費		1	2							
	委員等旅費		1	1							
	心神喪失者等医療観察法入院決定者執行旅費		10	10							
	心神喪失者等医療観察法入院決定者移送費		88	87							
計		105	104								

事業所管部局による点検						
項 目			評 価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	医療観察法において、国が実施することとされている業務及びその実施に必要な経費である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	医療観察法において、国が実施することとされている業務及びその実施に必要な経費である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-			
事業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	入院決定を受けた対象者の指定入院医療機関への移送業務については、同行する移送行者の選定を競争入札（一部公募もあり）で実施しており、競争性が概ね確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	医療観察法において、国が実施することとされている業務及びその実施に必要な経費である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	入院決定を受けた対象者の指定入院医療機関への移送業務については、同行する移送行者の選定を競争入札（一部公募もあり）で実施しており、単位あたりコストの削減に努めている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	確実に指定入院医療機関への移送を実施するための同行者数等について、真に必要なものに限定している。		
	不用率が大さい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	医療観察法第42条に基づく入院決定の対象者の発生が予定より下回り、医療観察法第45条第1項に基づく移送が減少したため。		
事業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	入院決定を受けた対象者の移送業務を適正に執行するため、移送に同行する移送業者を委託し、確実に指定入院医療機関への移送を実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	医療観察法に基づき、裁判所からの決定を受けた対象者数等により変動するものの、概ね見合ったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
	-	-	-			
点 検 結 果	入院決定を受けた対象者の移送に係る経費については、各地方厚生（支）局が直接委託業者と契約し、業者の同行の下、厚生局職員が実施していることから、支出内容については適正に把握しており、平成24年度においても262件の移送を適切に行った。必要な予算についても、これまでの医療観察法に基づく裁判所の決定を受けた対象者数の実績等を踏まえ、引き続き適正な推計に基づき予算措置を行っていく。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。（長崎、井出）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本事業は、医療観察法に基づく入院又は通院決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うための事業であり、本事業の必要性の観点から妥当な事業であるが、各年度の執行状況については、推計が困難な移送件数の増減により大きく変動することから、今後も効率的な執行に努めつつ、必要な予算を維持すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	641	平成23年	581	平成24年	518

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.近畿厚生局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	指定入院医療機関への移送に係る委託費等	20			
計		20	計		0
B.広告自動車有限会社			F.個人A		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
移送費	指定入院医療機関への移送費	8	旅費	医療観察法に基づく対象者への告知及び執行等	1
計		8	計		1
C.全日救患者輸送株式会社			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
移送費	指定入院医療機関への移送費	48			
計		48	計		0
D.有限会社アシスト			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
移送費	指定入院医療機関への移送費	8			
計		8	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	近畿厚生局	指定入院医療機関への移送費等	20		
2	関東信越厚生局	指定入院医療機関への移送費等	13		
3	九州厚生局	指定入院医療機関への移送費等	10		
4	東北厚生局	指定入院医療機関への移送費等	10		
5	中国四国厚生局	指定入院医療機関への移送費等	9		
6	北海道厚生局	指定入院医療機関への移送費等	8		
7	東海北陸厚生局	指定入院医療機関への移送費等	4		
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広告自動車有限会社	指定入院医療機関への移送費	8	1	60
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全日救患者輸送株式会社	指定入院医療機関への移送費	17	1	90
2	全日救患者輸送株式会社	指定入院医療機関への移送費	11	1	100
3	全日救患者輸送株式会社	指定入院医療機関への移送費	9	随意契約	
4	全日救患者輸送株式会社	指定入院医療機関への移送費	7	1	96
5	全日救患者輸送株式会社	指定入院医療機関への移送費	4	1	92
6					
7					
8					
9					
10					

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	有限会社アシスト	指定入院医療機関への移送費	8	2	71
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	医師A	指定入院医療機関等の指導監査	0		
2	医師B	指定入院医療機関等の指導監査	0		
3	医師C	指定入院医療機関等の指導監査	0		
4	医師D	指定入院医療機関等の指導監査	0		
5	医師E	指定入院医療機関等の指導監査	0		
6	医師F	指定入院医療機関等の指導監査	0		
7	医師G	指定入院医療機関等の指導監査	0		
8	医師H	指定入院医療機関等の指導監査	0		
9	医師I	指定入院医療機関等の指導監査	0		
10	税務署	指定入院医療機関等の指導監査	0		

F

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	1		
2	個人B	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	1		
3	個人C	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	1		
4	個人D	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	1		
5	個人E	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
6	個人F	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
7	個人G	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
8	個人H	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
9	個人I	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
10	個人J	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		